

## 総括表

NO	産業廃棄物収集運搬			許可品目										項	
	都道府県 ・政令市	許可番号	許可年月日及 び有効期限	燃 え 殻	汚 泥	廢 油	廃 塑 料 チ ック 類	紙 く ず	木 く ず	金 屬 く ず	ガ ラ ス ・ 陶 磁 器 く く す ・ クリ ー ト	鉱 さ い	が れ き 類	ば い じ ん	纖 維 く ず
①	北海道	00100022699	平成31年4月25日		●		●								2
			令和6年4月24日												
②	青森県	00201022699	令和5年9月1日	●	●		●	※							3
			令和10年8月31日												
③	岩手県	00300022699	令和4年6月6日		●		●				●	●			4
			令和9年6月5日												
④	埼玉県	01101022699	令和5年8月14日		●						●	●			5
			令和10年8月2日												
⑤	千葉県	01200022699	令和元年6月27日		●		●			●	●		●		6
			令和6年6月1日				※								
⑥	東京都	13-10-022699	令和4年1月17日	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	7-8
			令和9年1月16日												
⑦	神奈川県	01401022699	令和4年2月7日	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	9
			令和9年1月11日												
⑧	愛知県	02300022699	令和3年10月4日		●		●						●		10
			令和8年8月29日												
⑨	大阪府	02700022699	令和2年9月7日		●		●					●			11
			令和7年9月6日												
⑩	兵庫県	02806022699	令和3年7月20日		●		●	●	●		●	●			12
			令和8年7月19日												
⑪	山口県	03500022699	令和5年6月17日	●	●		●				●	●	●	●	13
			令和10年6月16日												
⑫	高知県	03900022699	令和4年5月19日		●										14
			令和9年5月9日												
⑬	福岡県	04000022699	令和4年6月18日	●	●		●				●	●		●	15-16
			令和9年6月17日				※								
⑭	大分県	04408022699	令和4年7月19日	●	●	●	●			●	●	●	●		17
			令和9年7月18日												
⑮	北九州市	07610022699	令和4年7月23日	◎	◎		●	●	●		●	●	●	●	18
			令和9年7月22日								●	●	●	●	
産業廃棄物処分業				許可品目											
⑯	東京都	13-20-022699	令和5年9月1日										●		19
			令和12年8月31日												

●積替え又は保管を除く

○積替出来る

◎積替え又は保管を含む

※自動車等破碎物は除く



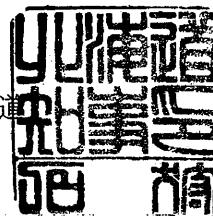
許可番号 第00100022699号

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都大田区京浜島三丁目5番2号  
氏 名 日栄産業株式会社 代表取締役 吉本 花子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日 平成31年4月25日  
許可の有効年月日 平成36年4月24日

### 1. 事業の範囲

汚泥、廃プラスチック類。以下余白。

### 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行なう産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

\*\*\*\*\*

### 3. 許可の条件

\*\*\*\*\*

NO COPY  
再複写無効

### 4. 許可の更新又は変更の状況

平成31年4月25日 更新時変更許可（廃プラスチック類の追加。）

### 5. 積替え許可の有無 有・無

※当欄は、北海道内政令市における積替え許可の有無を示している。

### 6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有・無

(石狩振興局)



許可番号 00201022699

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

東京都大田区京浜島三丁目5番2号

日栄産業株式会社

代表取締役 吉本 花子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

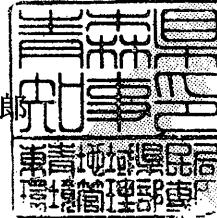
青森県知事 宮下宗一

許可の年月日

令和5年9月1日

許可の有効年月日

令和10年8月31日



## 1. 事業の範囲

産業廃棄物の種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）			
燃え殻	<input type="radio"/>	動物系固形不要物	<input checked="" type="checkbox"/>
汚泥	<input type="radio"/>	ゴムくず	<input checked="" type="checkbox"/>
廃油	<input checked="" type="checkbox"/>	金属くず	<input checked="" type="checkbox"/>
廃酸	<input checked="" type="checkbox"/>	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	<input checked="" type="checkbox"/>
廃アルカリ	<input checked="" type="checkbox"/>	鉛さい	<input checked="" type="checkbox"/>
廃プラスチック類	<input type="radio"/>	がれき類	<input checked="" type="checkbox"/>
紙くず	<input checked="" type="checkbox"/>	家畜ふん尿	<input checked="" type="checkbox"/>
木くず	<input checked="" type="checkbox"/>	家畜の死体	<input checked="" type="checkbox"/>
繊維くず	<input checked="" type="checkbox"/>	ばいじん	<input checked="" type="checkbox"/>
動植物性残さ	<input checked="" type="checkbox"/>	政令第2条第13号廃棄物	<input checked="" type="checkbox"/>
上記のうち			
自動車等破碎物であるもの	<input checked="" type="checkbox"/>	水銀使用製品産業廃棄物であるもの	<input checked="" type="checkbox"/>
石綿含有産業廃棄物であるもの	<input checked="" type="checkbox"/>	水銀含有ばいじん等であるもの	<input checked="" type="checkbox"/>
備考			

○：取り扱うもの ◎：積替え又は保管行為を含むもの ×：取り扱わないもの

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ  
該当なし3. 許可の条件  
無し**NO COPY  
再複写無効**

4. 許可の更新又は変更の状況

平成15年9月1日 新規許可  
令和5年9月1日 更新許可

5. 積替え許可の有無

無

市名 一

許可番号

-

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有

(以下余白)

許可番号 00300022699

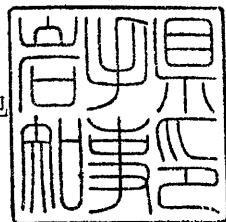
## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都大田区京浜島三丁目5番2号

氏 名 日栄産業株式会社 代表取締役 吉本 花子  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日 令和 4年 6月 6日

許可の有効年月日 令和 9年 6月 5日

### 1. 事業の範囲

#### (1) 産業廃棄物の種類

取扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

- ・汚泥
- ・廃プラスチック類
- ・ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）  
及び陶磁器くず
- ・鉱さい

以下余白

#### (2) 積替え・保管を含むもの

無

以下余白

### 2. 許可の条件

以下余白

### 3. 許可の更新又は変更の状況

平成29年 6月 6日 当初許可

平成30年 6月 29日 事業範囲の変更許可（産業廃棄物の種類に廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずを追加したこと。）

令和 4年 6月 6日 更新許可

以下余白

### 4. 積替え許可（盛岡市の許可）の有無 無

以下余白

### 5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

以下余白

NO COPY  
再複写無効

令和 5年 8月14日

指令産廃第9-443号

許可番号 01101022699

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

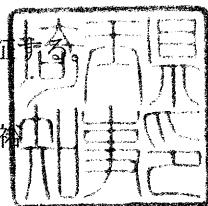
住所 東京都大田区京浜島三丁目5番2号

氏名 日栄産業株式会社

代表取締役 吉本 花子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを記す

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 5年 8月14日

許可の有効年月日 令和10年 8月 2日

### 1. 事業の範囲

- (1) 事業の区分: 収集運搬（積替え保管を除く。）  
(2) 取り扱える産業廃棄物の種類  
汚泥（脱水等の中間処分を行ったものに限る。）  
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず（\*）（廃石膏ボードに限る。）  
がれき類（\*）  
以上3種類

※ 産業廃棄物の種類に（\*）表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。  
※ 産業廃棄物の種類に（#1）表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。  
※ 産業廃棄物の種類に（#2）表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

### 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ該当なし

### 3. 許可の条件 特になし

### 4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成10年 8月 3日	指令中環第6-75号	新規許可
平成25年 9月 5日	指令産廃第9-428号	更新許可
平成27年 2月 17日	—	変更届（代表者）
平成30年 8月 31日	指令産廃第9-416号	更新許可
令和 5年 8月14日	指令産廃第9-443号	更新許可

### 5. 積替え許可の有無 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

### 6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

（以下余白）

NO COPY  
再複写無効

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

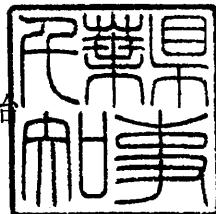
住 所 東京都大田区京浜島三丁目5番2号

氏 名 日栄産業 株式会社  
代表取締役 吉本 花子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 鈴木栄治

許可の年月日 令和元年6月27日



許可の有効年月日 令和6年6月1日

### 1. 事業の範囲

#### (1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

#### (2) 産業廃棄物の種類

ア 汚泥（脱水後のものに限る），イ 廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く），ウ 金属くず（自動車等破碎物を除く），エ ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く），オ がれき類  
(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」，「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物，水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

### 2. 許可の条件

なし

NO COPY  
再複写無効

### 3. 許可の更新又は変更の状況

平成26年6月2日 新規許可  
令和元年6月27日 更新許可

### 4. 積替え許可の有無 寸・無

(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

### 5. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 寸・無

#### 備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都大田区京浜島三丁目5番2号

氏名 日栄産業株式会社  
代表取締役 吉本 花子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項

の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子

許可の年月日 令和4年1月17日

NO COPY  
再複写無効

許可の有効年月日 令和9年1月16日

## 1 事業の範囲

(1) 業の区分 収集運搬(積替え保管を含む。)

## (2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥(脱水後のものに限る。)、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん  
(石綿含有産業廃棄物を含む。)

(以上11種類)

## (3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥(無機性のもので脱水後のものに限る。)、鉱さい

(以上3種類)

## (4) 積替えできる産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥(脱水後のものに限る。)、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん  
(石綿含有産業廃棄物を含む。)

(以上11種類)

## 2 積替え保管施設

## (1) 積替え保管施設

施設所在地：東京都大田区京浜島三丁目5番2号

積替え保管面積：1168.8m<sup>2</sup>

最大保管高さ：6.0m

産業廃棄物の種類	保管量
燃え殻	ビント保管 : 304m <sup>3</sup>
汚泥(無機性のもので脱水後のものに限る。)	ビント保管 : 1470m <sup>3</sup>
鉱さい	ピット保管 : 946m <sup>3</sup>
	保管量合計 : 2720m <sup>3</sup>

## (2) 積替施設

所在地

- ① 東京都八丈町三根4206番地(神湊港)
- ② 東京都大田区京浜島三丁目5番2号及び地先水面
- ③ 東京都新島村前浜(新島港)
- ④ 東京都神津島村前浜(神津島港)
- ⑤ 東京都神津島村宇船戸ヶ沢(三浦漁港)

(裏面あり)

産廃エキスパート

認定番号:5-19-B0022

このマークは東京都の優良認定事業者のマークです。

東京都

(裏面)

許可番号

第13-10-022699号

## 3 許可の条件

- (1) 2(1)の施設の作業時間は、原則として8時から17時までとすること。
- (2) 2(1)の施設において、積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行うこと。
- (3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (4) 積替え保管及び船による積替は、都の承認を得た方法により行うこと。

## 4 許可の更新・変更の状況

平成 9年 1月 17日 新規許可  
令和 4年 1月 17日 更新許可 第 5 回

## 5 積替え許可の有無 無

## 6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)

神奈川県指令 資循第41124号

許可番号 01401022699

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都大田区京浜島三丁目5番2号

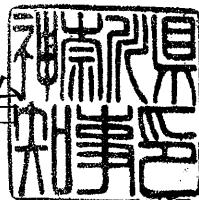
氏 名 日栄産業株式会社

〔 法人にあつては名称  
及び代表者の氏名 〕 代表取締役 吉本 花子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事

黒 岩 祐 治



許可の年月日

令和 4年 2月 7日  
(初回許可年月日 平成 24年 1月 12日)

許可の有効年月日

令和 9年 1月 11日

## 1. 事業の範囲

### (1) 事業の区分

収集運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類（取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）  
燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類（※1）、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（※1）、鉛さい、がれき類（※1）、ばいじん  
※1：石綿含有産業廃棄物を含む。  
※2：水銀使用製品産業廃棄物を含む。  
※3：水銀含有ばいじん等を含む。

（注1）石綿含有産業廃棄物を含む旨、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の注記がない種類については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さなし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新及び変更の状況

令和 4年 2月 7日 更新許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

NO COPY  
再複写無効

## 備考

「5. 積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載した。

許可番号第 0230022699 号

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都大田区京浜島三丁目5番2号

氏 名 日栄産業 株式会社  
代表取締役 吉本 花子 様  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大村秀章

許可の年月日 令和3(2021)年10月4日  
許可の有効年月日 令和8(2026)年8月29日

### 1 事業の範囲

積替え、保管を除く。

汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、鉱さい（水銀含有ばいじん等を除く。）

以上 3品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

### 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

該当なし

### 3 許可の条件

なし

NO COPY  
再複写無効

### 4 許可の更新又は変更の状況

平成28年 8月30日 新規許可

令和3年10月4日 更新許可

### 5 積替え許可の有無

有・無

### 6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有・無

許可番号 第02700022699号

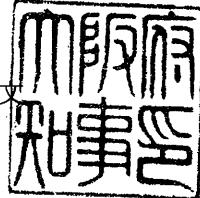
## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都大田区京浜島三丁目5番2号

氏 名 日栄産業株式会社  
代表取締役 吉本 花子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

大阪府知事 吉村 洋文



許可の年月日 令和2年9月7日

許可の有効年月日 令和7年9月6日

### 1. 事業の範囲

事業の区分： 積替え・保管を含まない

産業廃棄物の種類

- 1 汚泥
- 2 廃プラスチック類
- 3 鉱さい

石綿含有産業廃棄物を除く

水銀使用製品産業廃棄物を除く 水銀含有ばいじん等を除く

以上3種類

### 2. 許可の条件

なし

### 3. 許可の更新又は変更の状況

令和2年9月7日 当初許可

### 4. 府内の政令市による積替え許可の有無 無

### 5. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有

以下余白

NO COPY  
再複写無効



許可番号 第 02806022699 号

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都大田区京浜島三丁目5番2号

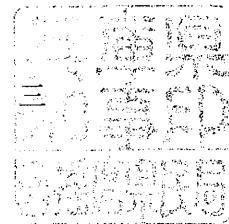
氏 名 日栄産業株式会社  
代表取締役 吉本 花子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

兵庫県知事 井戸敏三

許可の年月日 令和3年7月20日

許可の有効年月日 令和8年7月19日



### 1. 事業の範囲

事業の区分: 収集運搬業(積替え・保管を含まない)

取扱産業廃棄物の種類

1. 汚泥(水銀含有ばいじん等又は石綿含有産業廃棄物を除く。)
2. 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く。)
3. 紙くず
4. 木くず
5. ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除く。)
6. 鉱さい(水銀含有ばいじん等を除く。)

以上 6 種類

上記については、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

NO COPY  
再複写無効

### 2. 許可の条件

当該産業廃棄物の運搬先については排出事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。

### 3. 許可の更新又は変更の状況

令和3年7月20日 新規許可

### 4. 積替え許可の有無 無

### 5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無



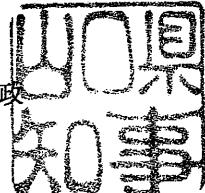
許可番号 第03500022699号

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都大田区京浜島三丁目5番2号  
氏 名 日栄産業株式会社  
代表取締役 吉本 花子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡 嗣政



許可の年月日

令和5年6月17日

許可の有効年月日

令和10年6月16日

### 1. 事業の範囲

#### (1) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず(自動車等破碎物を含む。以上2種類)、燃え殻、汚泥、鉱さい、がれき類、ばいじん  
(これらは、石綿含有産業廃棄物であるものを含み、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)  
以上7種類

#### (2) 事業の区分

積替え又は保管を除く。

NO COPY  
再複写無効

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

### 3. 許可の条件

### 4. 許可の更新又は変更の状況

令和5年6月17日 更新許可

### 5. 積替え許可の有無

無

### 6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有



様式第七号(第十条の二関係)

許可番号 03900022699

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都大田区京浜島三丁目5番2号

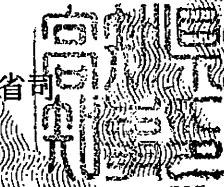
氏 名 日栄産業株式会社

代表取締役 吉本 花子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

高知県知事

濱田



許可の年月日

令和4年5月19日

許可の有効年月日

令和9年5月9日

1. 事業の範囲

- (1) 事業の区分 収集・運搬（積替え又は保管を除く。）  
(2) 取り扱う産業廃棄物の種類  
汚泥 以下余白

NO COPY  
再複写無効

※取り扱う産業廃棄物の種類

\*1：石綿含有産業廃棄物、\*2：水銀使用製品産業廃棄物、\*3：水銀含有ばいじん等については、  
(…を含む。) の記載のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成24年5月10日 新規許可

平成29年5月10日 更新許可

令和 4年5月19日 更新許可

5. 高知市内の積替え許可の有無

無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

以下余白

許可番号 04000022699

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都大田区京浜島三丁目5番2号

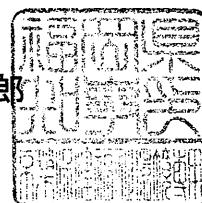
氏名 日栄産業株式会社

代表取締役 吉本 花子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事

服部 誠太郎



許可の年月日 令和 4年 6月 18日

許可の有効年月日 令和 9年 6月 17日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかが明らかにすること。）

積替え、保管を含まない。

廃プラスチック類、ガラスくず等（以上2品目については、自動車等破碎物を除く。）、燃え殻、汚泥、鉱さい、ばいじん（廃プラスチック類、ガラスくず等については、石綿含有産業廃棄物を含む。）

以上6品目 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さなし

3. 許可の条件

なし

NO COPY  
再複写無効

4. 許可の更新又は変更の状況

平成19年 6月18日 更新許可

平成24年 6月18日 更新許可

平成29年 6月18日 更新許可

令和 4年 6月18日 更新許可

以下余白

（裏面に続く）

(裏面)

5. 積替え許可の有無  有  無

(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

市名

北九州市

以下余白

許可番号

07610022699

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無  有  無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

※更新手続につきましては、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の京都市保健福祉環境事務所で行ってください。

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都大田区京浜島三丁目5番2号

氏名 日栄産業株式会社

代表取締役 吉本 花子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

大分県知事 広瀬 勝貞



許可の年月日 令和4年7月19日

許可の有効年月日 令和9年7月18日

## 1. 事業の範囲

### 事業の区分

収集運搬 積替え又は保管行為を含まない 以下余白

### 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥（無機汚泥を含み、有機汚泥を含まない）、廃油、廃プラスチック類（自動車等破碎物、廃プリント配線板、廃容器包装を含む）、金属くず（自動車等破碎物、廃プリント配線板、廃容器包装を含み、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるものを含まない）、ガラスくず等（自動車等破碎物、廃プラウン管（側面部に限る）、廃石膏ボード、廃容器包装を含む）、鉱さい、がれき類、ばいじん

（以上9種類。ただし、特別管理産業廃棄物であるものを除く。個別の品目の取扱いは以下のとおり。含まない：石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等）

## 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

積替え又は保管行為を含まない。

**NO COPY  
再複写無効**

## 3. 許可の条件

なし

## 4. 許可の更新又は変更の状況

平成24年7月19日	産業廃棄物収集運搬業許可
平成27年2月18日	変更届(代表者、役員、株主)
平成29年6月2日	変更届(運搬施設)
平成29年7月19日	産業廃棄物収集運搬業更新許可
令和4年5月23日	変更届(役員、運搬施設)
令和4年7月19日	産業廃棄物収集運搬業更新許可

## 5. 積替え許可の有無

有



無

許可番号

## 6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

許可番号 第0761002269号

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

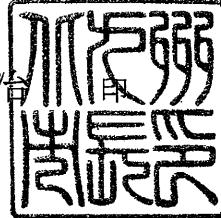
住 所 東京都大田区京浜島三丁目 5 番 2 号

氏 名 日栄産業 株式会社

(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 吉本 花子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

北九州市長 北 橋 健 治



許 可 の 年 月 日 令和 4年 7月 23日

許 可 の 有 效 年 月 日 令和 9年 7月 22日

### 1 事業の範囲

#### 積替え又は保管を含まない

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類（自動車等破碎物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず（自動車等破碎物を除く。）、鉱さい、がれき類 以上9種類

（石綿含有産業廃棄物を含み、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）  
（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

#### 積替え又は保管を含む

燃え殻、汚泥、鉱さい

以上3種類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）  
（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

### 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類

所在地：北九州市若松区響町一丁目62番34

面積：北九州リサイクルポート（236平方メートル）の一部

産業廃棄物の種類：燃え殻、汚泥、鉱さい 以上3種類

### 3 許可の条件

なし

### 4 許可の更新又は変更の状況

平成14年 7月23日 新規許可

平成19年 7月23日 更新許可

平成21年 1月28日 変更許可

平成24年 7月23日 更新許可

平成28年 8月31日 変更許可

平成29年 7月23日 更新許可

令和元年 6月13日 変更許可

令和4年 7月23日 更新許可

令和4年 9月24日 変更許可

NO COPY

再複写無効

### 5 積替え許可の有無 記載なし

### 6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

### 備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都大田区京浜島三丁目5番2号

氏名 日栄産業株式会社  
代表取締役 吉本 花子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

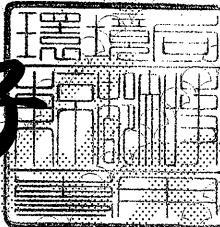
第14条第6項

の許可を受けた者であることを証する。

優良

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和5年9月1日

許可の有効年月日 令和12年8月31日

NO COPY  
再複写無効

(以上1種類)

## 1 事業の範囲

- (1) 業の区分: 中間処理
- (2) 中間処理の方法と処分する産業廃棄物の種類  
破碎 : がれき類

## 2 事業の用に供する施設

施設所在地: 東京都大田区京浜島三丁目5番2号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
破碎	がれき類	2,040(t/日)		平成9年11月1日	産施第51019号	平成13年4月13日

## 3 許可の条件

- (1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (2) 中間処理は都の承認を得た方法により行うこと。

## 4 許可の更新・変更の状況

平成元年9月1日 新規許可  
令和5年9月1日 更新許可 第6回

## 5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)